

②

技術等海外取引に係る所得又は連結所得の特別控除及び沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十一 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 技術等海外取引に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書						
取引基準額の計算	技術役務の提供に係る収入金額	1	円	所得金額仮計又は個別所得金額仮計(別表四「22の①」又は別表四の二付表「33の①」)	5	円
	同上に係る材料代、人夫賃その他の費用の額	2		不動産賃貸及び資産譲渡等の所得金額	6	
	差引収入金額(1)-(2)	3		差引所得金額又は差引個別所得金額(5)-(6)	7	
	取引基準額(3)× $\frac{12}{100}$	4		所得基準額(7)× $\frac{15}{100}$	8	
				技術等海外取引の所得又は連結所得の特別控除額((4)と(8)のうち少ない金額)	9	

II 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(特別自由貿易地域)又は第3号(金融業務特別地区)	10	第 号	所得基準額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「22の①」又は別表四の二「33の①」)	14	円
					軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	15	
設立年月日	11	平	・	特別控除額の計算	(14)と(15)のうち少ない金額	16	
					所得基準額(16)× $\frac{35}{100}$	17	
認定法人としての認定を受けた日	12	平	・	特別控除額の計算	^{(10)が第1号又は} 特別控除額(17)	18	
					^{(10)が第3号の場合} 人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	19	
事業種目	13			特別控除額の計算	人件費基準額(19)× $\frac{20}{100}$	20	
					特別控除額(第3号に係る(17)と(20)のうち少ない金額)	21	

別表十(一)の記載の仕方

1 技術等海外取引に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が平成15年改正前の措置法第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成15年改正前の措置法第68条の60《技術等海外取引に係る連結所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

- (2) 「所得基準額の計算」の「不動産賃貸及び資産譲渡等の所得金額6」には、当期の所得の基因となる取引のうち不動産賃貸及び資産譲渡等、平成15年改正前の措置法令第34条第3項各号《技術等海外取引に係る所得の特別控除額の計算等》又は平成15年改正前の措置法令第39条の87第3項各号《技術等海外取引に係る連結所得の特別控除額の計算等》に定める取引で技術等海外取引に該当しないものに係る所得又は損失（所得及び損失の額があるときは、その差額）があるときに、これらの金額を記載します。

ただし、これらの金額が当期の所得の金額の10%に満たないとき及びこれらの取引に係る収入金額が当期の総収入金額の5%に満たないときは、記載する必要はありません。

2 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が措置法第60条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の63《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額15」は、措置法令第36条第4項の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90第4項の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。